

派遣先所属 宮城県気仙沼地方振興事務所 水産漁港部
氏 名 大槻 宅哉
派遣期間 平成28年4月1日～令和2年3月31日

1 派遣業務の内容、現況

派遣先の宮城県気仙沼地方振興事務所は、宮城県北部沿岸に位置しており気仙沼市・本吉郡南三陸町の1市1町の区域で11漁港施設を管轄しています。気仙沼・本吉区域内で県管理漁港と市管理漁港で併せると60漁港で被災箇所数は558箇所にあたり、震災で気仙沼市が受けた影響の被害は人的被害：1,357人、住宅被災棟数：15,815棟、被災世帯数：9,500世帯に達しました。

こうした状況のなかで当部では職員51名のうち埼玉県から1名と他県から5名が派遣されており、災害復旧事業及び復興事業に伴うそれぞれの業務に携わっています。

業務内容については防潮堤建設事業に必要な用地の取得業務を行っています。

事業で必要となる用地について、土地の登記簿及び不動産登記法第14条の地図等の調査から始まり、権利者の確認を行なって相続が生じているのであれば関連する資料の収集・整理をしていきます。

その上で土地の境界確定測量、土地価格の評価算定、事業用地の上に建物・工作物・庭木等が存在すれば移転に要する補償額の算定を行い、それらの成果物をまとめて権利者に対して用地を取得する説明を行います。

権利者から用地取得の了解が得られたときは土地売買及び物件移転の契約締結をして、補償金の支払い、所有権移転登記までの一連の業務を行っています。

中でも、事業用地内に共有地があり多数相続が生じていることがあります。

この場合は相続人が大多数に上り県外に住んでいることが多く、その連絡と調整及び相続の意向確認の聞き取り等をして相続を取りまとめて登記を行なうことから、かなりの時間を要し、業務を進めるに当たっては苦勞するところです。

また、所有権以外の担保物権が付随していることもあり、それを抹消する手続に必要な書類等の内容を事前に法務局と確認することがあります。

なお、管内では国や市といった他の事業者も施工しているため、当部の事業と重なることもあり、それらとの連絡や協議・調整といった業務も付随して行います。当部が建設する防潮堤の背後地は市道が多く通っている箇所もあり、市道を整備する事業と併行して実施するときは、市の用地担当職員と連携を執りながら業務を進めています。

震災から8年目でようやく民有地の用地取得業務は見通しがつくようになりましたが、今後は併せて官有地の財産処分等の手続きを進める予定になることから、より一層、業務の内容が厳しくなると予想されます。

令和2年度の完成に向けて迅速な事務が進められるように取り組んでいきたいと考えています。



2 被災地の復旧・復興の状況

気仙沼市の中心部である内湾地区では土地区画整理事業が進められており、飲食店等の店舗が建ち並び始め、以前に比べ賑わいがあります。

また、小学校・公園に設置されていた仮設住宅が街中から撤去されたことから、休日には子供たちが遊んでいる姿が多く見受けられるようになり復興が進んでいるように感じられます。

ただ、中心部を離れると復興のための公共事業が盛んに進められており、震災で地盤が下がったことにより満潮時には排水ができなくなることもあり道路が冠水してしまいます。

平成23年度から平成32年度(令和2年度)までの10年間で復興を達成するとの目標を定め、宮城県では10年間の計画期間を「復旧期」、「再生期」、「発展期」の3期に区分しています。平成30年から令和2年までは「発展期」になることから、この期間で復興復旧ができるように努めていきます。



【気仙沼市内湾地区】



【気仙沼市波路上内田地区】
「防潮堤の断面」

3 被災地へ派遣となって感じたこと

用地取得業務については埼玉県の手続きと同じですが、被災の大きさからその業務量の多さに驚いたこと、今後の事務手続を迅速にできるのかと不安を感じることもありました。そのような中で、業務を担当する地区に住んでいる方たちの協力を得られたこともあり、埼玉県から派遣であると伝えると感謝をされ、前向きな姿勢で業務に取り込むことができたことが貴重な体験です。被災地での経験を今後の業務に活かしたいと考えています。



(令和元年10月作成)